

目次

第1章 分析の座標軸

- 第1節 本書の問題意識と研究方針
- 第2節 会計の本質
- 第3節 会計の職能
- 第4節 本書の構成

第2章 財産目録中心の自己資本型の計理体系

- 第1節 序
- 第2節 サヴァリーの『完全なる商人』
- 第3節 初期ドイツ商法会計
- 第4節 ドイツ商法会計の原理的転回
- 第5節 結

第3章 継続記録中心の自己資本型の計理体系

- 第1節 序
- 第2節 純財産の調達源泉としての自己資本
- 第3節 資本等式に基づく取引の類型化と2つの勘定系列
- 第4節 金額レベルでの記録と事実の照合
- 第5節 財産目録を重視した場合の計算構造
－初期ドイツ商法会計の計算構造－
- 第6節 継続記録を重視した場合の計算構造
－現行ドイツ商法会計の計算構造－
- 第7節 結

第4章 継続記録中心の総資本型の計理体系

- 第1節 序
- 第2節 資本運動の4類型
- 第3節 資本変動の結果の記録と原因の記録
- 第4節 具体例の検討
- 第5節 資本の調達源泉と運用形態の表示としての貸借対照表
- 第6節 結

第5章 継続記録中心の現金型の計理体系

- 第1節 序
- 第2節 共同経済的利益概念と私経済的利益概念
- 第3節 合致の原則の変化
- 第4節 旧版の貸借対照表の計算構造
- 第5節 現金の調達源泉と運用形態の表示としての貸借対照表
- 第6節 財産管理と資本管理の乖離
- 第7節 結

第6章 継続記録中心の利益型の計理体系

- 第1節 序
- 第2節 名目財の流れと実質財の流れ
- 第3節 収支概念の拡張
- 第4節 収支計算としての貸借対照表
- 第5節 損益計算書の位置づけ
- 第6節 結

第7章 動態論の1つの展開

- 第1節 序
- 第2節 流動性表示表と資金運動計算書
- 第3節 取引高による置き換えと損益計算書の組入れ
- 第4節 資金概念の種々相が意味するもの
- 第5節 結

第8章 利害調整職能と情報提供職能の相克と妥協

第1節	序
第2節	EC会社法指令の位置づけ
第3節	FASB概念フレームワークの位置づけ
第4節	利害調整機能と情報提供機能の対立と緩和の工夫
第5節	結

第9章 取引概念の拡張と財産変動の顛末の説明の変容

第1節	序
第2節	伝統的な会計における取引概念
第3節	伝統的な会計に対する批判と取引概念拡張の2つの可能性
第4節	記録と事実の照合の変質と継続記録の相対的地位の低下
第5節	未履行契約のオンバランス化と貸借対照表の財産目録化
第6節	負債の時価評価と貸借対照表の示す財政状態
第7節	結

1. 本書の問題意識と研究方針(第1章)

近年の金融工学の発達によりデリバティブが数多く開発され、金融機関のみならず多くの事業会社においても利用されるようになってきた。それに対応して、FASB、IASB、わが国においても種々の議論の末、デリバティブ等の会計処理基準が公表されるに至った。しかし、そこで提案されているデリバティブ等の会計処理基準は、つぎの2つの点で、これまでの取得原価主義を基調とした期間損益計算中心の伝統的な会計を一変する可能性を孕んでいる。1つは、デリバティブを契約した時点で資産負債として認識する点であり、もう1つは、金融商品を公正価値で評価する点である。

前者の点に関しては、伝統的な意味での財産変動は生じていないにも拘わらず、デリバティブを資産または負債として貸借対照表に計上することになれば、未履行契約の貸借対照表能力の問題が生じてくる。また、後者の点に関していえば、デリバティブを公正価値で測定することになれば、どのような資産負債について価格変動を認識するのかという貸借対照表評価の問題が生じてくる。貸借対照表能力・評価という古くて新しい問題が、あらためて問われようとしている。

このような問題意識のもと、本書は、伝統的な会計の本質と機能を歴史的および計算構造的な観点から明らかにし、デリバティブ等の会計処理基準を含んだ現代的な会計が、伝統的な会計とどの程度整合的に説明可能であるか、あるいは変容するとすれば、どのように変容するのかを明らかにすることを目的とする。

まず、分析のための座標軸となる会計の本質と機能を、先学の研究から明らかにする。結論的にいえば、本書では、会計の本質を、財産がどのような原因でどれだけ増減したか、その結果、どれだけの財産がどのような形態で存在しているのかを明らかにし、財産変動の結果と原因を対照して、財産変動の顛末を説明することと捉えている。また、会計の機能を、利害調整機能と情報提供機能の2つと捉えている。利害調整機能は、組織にかかわる種々の利害関係者の持分を調整することに焦点をあてたものであり、財産をめぐる自己と他人との間の、取るか取られるかの利害の線引(調整)を目的とするのに対して、情報提供機能は、経営者による経営上の意思決定および投資家による投資意思決定を援助することを目的とする。

したがって、どのような形で財産変動の顛末が説明されているのか、そして説明すべき「財産」とは具体的に何であるのかを明らかにすることが計算構造的な研究である。また、利害調整機能を重視する会計と情報提供機能を専らとする会計とで具体的にどのような対立があるのか、そして制度的にはどのような形で対立を緩和する工夫が図られているのかを明らかにすることが課題となる。

本書は、大きく分けて2つの部分から構成されている。第1は、伝統的な会計と考えられるドイツの制度ないし学説を中心に取り上げて、そこで考えられている会計の本質を、計算構造の観点から個別的に分析検討した部分であり、第2章から第7章までがそれである。それは、伝統的な会計と呼ばれているものの基本的な考え方を、歴史的および計算構造的な観点から明らかにするための作業である。なお、伝統的な会計は、基本的には利害調整機能を重視しており、したがってここでの検討は、会計の本質に関する検討が中心となる。第2は、利害調整機能を重視する会計と情報提供機能を専らとする会計とで具体的にどのような対立があるのか、そして制度的にはどのような形で対立を緩和する工夫がはかられているのかを明らかにする作業(第8章)と、デリバティブ等の会計処理基準を含んだ現代的な会計が、伝統的な会計とどの程度整合的に説明可能であるか、あるいは変容するとすれば、どのように変容するのかを明らかにする作業(第9章)であり、本書の結論部分である。

2. 自己資本型および総資本型の計理体系(第2章から第4章まで)

ドイツにおいては、1861年普通ドイツ商法第31条の「附すべき価値」という文言の解釈に端を発し、その後数十年に及ぶ論争が繰り広げられることになった。論争の出発点となった1861年普通ドイツ商法の計算構造を明らかにしておくことは必要である。

1861年普通ドイツ商法は、財産目録中心の自己資本型の計理体系を採る。そして、貸借対照表の目的は、財産状態の計算表示と配当可能利益の計算の2つである。また、すべての財産について時価評価を要求している。したがって、1861年普通ドイツ商法は、企業の解散を前提とした出資者にとっての純財産の計算を要求していると解される。しかし、そのような計理体系は、もはや利害調整機能を果たすことはできない。逆にいえば、伝統的に利害調整機能を重視してきたはずの商法会計が、債権者に対する情報提供を重視しすぎた結果、本来の機能を失うことになったのであり、だからこそその後数十年にも及ぶ論争が繰り広げられることになったのである。

商事勅令以来、商法会計はながい間、財産目録中心の自己資本型の計理体系を採ってきたが、計算構造

の観点からみるならば、ドイツ商法会計には2つの点で大きな転回がある。1つは簿記、財産目録、財務諸表の間の計算構造に関する転回であり、もう1つは利益計算方式に関する転回である。ドイツにおいては、E C会社法指令に基づき、1985年に商法、株式法の改正が行なわれた。1985年改正商法の条文を分析するならば、そこでは継続記録(会計帳簿)中心の自己資本型の計理体系が採用され、また損益計算書の利益計算方式が採用されていると解することができるのである。

なお、ドイツ商法会計の分析に先立ち、当時の商人実務の中で行われていた会計であり、商法会計の原型ともなったサヴァリーの『完全なる商人』を取り上げて、個々の財産管理と全体としての財産管理の関係、物的数量的計算と価値金額的計算の関係を明らかにする。それは、商法会計が財産目録中心の自己資本型の計理体系を採ることになった契機を明らかにすることでもある。

第3章では、シェアー学説を取り上げて、継続記録中心の自己資本型の計理体系が存在することを明らかにする。すなわち、この計理体系のもとでは、純財産の調達源泉とその具体的な運用形態を明らかにすることが、財産変動の顛末の説明の具体的な意味である。ところで、第2章で商法会計の計理体系が、財産目録中心主義から継続記録中心主義へ原理的転回を、利益計算方式が貸借対照表的利益計算方式から損益計算書の利益計算方式へ原理的転回を遂げたことを明らかにしたが、財産目録中心の計理体系あるいは継続記録中心の計理体系それ自体の計算構造の分析検討は行われていない。シェアーが示している簿記、財産目録、財務諸表の関係を示した表は、解釈の仕方により、これら2つの計理体系の計算構造を明らかにしていると解することができるのである。その意味では、第3章は、第2章の続編といえることができる。

しかし、継続記録中心の自己資本型の計理体系には、資産負債の評価を考慮した場合、1つの問題がある。すなわち、資産評価と負債評価のミスマッチである。負債は要返済額すなわち企業の解散を前提とした金額で評価されるのに対して、資産は企業の継続を前提とした原価で評価される。したがって、両者の差額として計算される純財産の額は、もはや何らかの意味のある金額を表わすことはできないのである。

この問題を解決したのが、第4章で取り上げるパーペ学説である。パーペは、負債をマイナスの財産ではなく、自己資本と同様に、資本の調達源泉として説明する。したがって、負債は、それによって調達された具体的な資本の額で評価されることになり、資産評価と負債評価のミスマッチの問題は生じないのである。つまり、パーペ学説は、継続記録中心の総資本型の計理体系と位置づけられる。そして、この計理体系のもとでは、資本の調達源泉とその具体的な運用形態を明らかにすることが、財産変動の顛末の説明の具体的な意味である。今日でも、取得原価主義会計のもとで作成される貸借対照表は、資本の調達源泉とその具体的な運用形態を表す、という解釈が有力である。このような解釈は、総資本概念に基づいた貸借対照表の解釈に他ならないのである。

3. 現金型および利益型の計理体系とその後の展開(第5章から第7章まで)

1861年普通ドイツ商法の文言の解釈に端を発した論争に終止符打ったのが、シュマーレンバッハ学説やコジオール学説などの動態論と呼ばれている学説である。動態論者としての彼らに共通していることは、期間損益計算中心に計理体系を構築する点であるが、しかし両者の計理体系は、計算構造的には決定的に異なる。そして、その違いは、動態論の2つの類型を代表していると考えられる。

シュマーレンバッハは、旧版では、利益概念から説き起こす。すなわち、共同経済的利益概念に基づいて、財の流れを対象とする給付費消計算を理念的に志向しながらも、計算の確実性の観点から、認識基準としては実現主義を、測定基準としては収支額基準を原則とする。すなわち、理念的には財貨的思考に立ちながら、具体的な処理に関しては貨幣的思考が前面に出てくる。そして、旧版の貸借対照表は、給付費消計算と収入支出計算との間のずれを収容する連結帯であり、その意味で損益計算書の下僕でしかない。かつ、そのような貸借対照表には、現実には作成される貸借対照表に計上される項目がすべて計上されるわけではなく、特に、現金と利益は計上され得ないと考えられる。

現金と利益に関するこのような取り扱いに対しては批判が集中し、シュマーレンバッハ自身、その批判を認める形で、新版ではあらたな立論を行うことになる。すなわち、計算構造の観点から見た場合、シュマーレンバッハ学説にも、1つの転回がある。新版では、利益概念という章はもやは設けられず、収支計算を出発点として、それから未解決項目を貸借対照表に移すことで、収益費用計算に移行する。収支計算も、収益費用計算も、どちらも貨幣的思考であり、したがって旧版が抱えていたような財貨的思考と貨幣的思考の対立といった問題は、初めから生じる余地はないし、計算の確実性も問題とならない。

新版の貸借対照表は、収支計算と収益費用計算の間のずれから生じる未解決項目と、現金および利益を収容するという2つの役割を有するいわば二元的な構造である。しかし、そのような貸借対照表は、現金の調達源泉とその具体的な運用形態を表していると解釈することが可能であり、そのような解釈が財産変動の顛末の説明の具体的な意味である。

第6章では、コジオール学説を取り上げて、継続記録中心の利益型の計理体系が存在することを明らかにする。コジオールの目的は、歴史的にはシュマーレンバッハにより損益計算書の下僕の地位に落とされた貸借対照表の復権を図ることにあった。そして、コジオールは、継続記録を前提とした貸借対照表において、利益が直接計算されていることを論証することにより、その目的を達成しようとする。

コジオールは、収入支出計算と収益費用計算の間のずれを、ずれとしてではなく、現金在高を修正する計算収支として説明する。すなわち、現金以外の資産の増加、負債の減少、資本の減少を計算収入と、現金以外の資産の減少、負債の増加、資本の増加を計算支出として説明する。そして、これらのすべての勘定記録を集計した収支的運動貸借対照表では、借方の収入と貸方の支出により利益が計算されているし、相応する収支を相殺した貸借対照表では、借方のプラスの現金在高と貸方のマイナスの現金在高の差額として利益は計算されることになる。したがって、貸借対照表の借方と計算目的である利益を除く貸方のすべてが、いわば財産と考えられている部分であり、その特徴を捉えて利益型と呼んでいる。

ただ、コジオール学説では、損益計算書の位置づけは弱い。彼の目的からすれば、それも仕方のないことかもしれない。しかし、彼のいう計算収支の金額は、収益費用の金額が決定されて初めて決まるものである。すなわち、実質的には損益計算書が貸借対照表に先行する関係にある。したがって、コジオール学説においても損益計算書は必要であり、損益計算書は、正味の現金在高(プラスの現金在高とマイナスの現金在高

高の差額)が変動した原因を説明するものである。

第7章では、ケーファーの資金計算書論を取り上げる。それは、歴史的な観点からは、シュマーレンバッハ、ゴジオール等により確立された動態論の1つの展開形態であると考えられるからである。すなわち、資金計算書は、貸借対照表を加工分析することで、そこから独自の情報を得ようとするものであり、貸借対照表独自の役割を明らかにしようとするものである。

資金計算書は、期首と期末の貸借対照表の各項目の差額を集計して作成される運動貸借対照表を、資金に属する項目と非資金に属する項目とに二分することで作成される。資金に属する項目を集計した流動性表示表(資金明細表)は、資金そのものの変動を計算表示するものであり、非資金に属する項目を集計した資金運動計算書(資金運用表)は、資金が変動した原因を計算表示するものである。すなわち、両計算書により、資金が変動した結果と原因が対照され、資金変動の顛末が説明されている。

歴史的には、種々の資金概念が主張されてきた。最も狭い資金概念は現金であるし、逆に最も広い資金概念は広義資金概念である。今日では、資金概念として、現金および現金同等物を探るのが一般的であり、現金を資金とする資金計算書は、現金創出能力を営業、投資、財務活動に分類して示すものである。これに対して、広義資金概念に基づく場合、計算構造の観点からは1つの重大な問題が生ずる。すなわち、説明すべき資金が消滅することである。

4. 現代的な会計の本質と職能(第8章、第9章)

第8章では、EC会社法指令とFASB概念フレームワークを取り上げて、それぞれの計理体系の計算構造を明らかにすると同時に、会計職能の観点から、前者は利害調整職能を重視した会計であるのに対して、後者は情報提供職能を専らとする会計であることを明らかにする。それを受けて、デリバティブ等の会計処理に関して、両者の間にどのような対立が生ずるのか、それに対して制度的にはどのような形で対立を緩和する工夫が図られていると解釈できるのかを分析検討する。つまり、本章は、会計の職能に関するまとめである。伝統的な会計が重視してきた利害調整職能は、硬い測定を要求し、そのために会計数値の源泉を継続記録に求めることになる。伝統的な会計の代表であるEC会社法指令では、資産評価の基準として取得原価主義を探り、収益認識基準として実現主義を探るという会計処理の大原則が示されているが、それは利害調整職能を重視するからに他ならない。したがって、収支により貸借対照表能力・評価の大枠が決められているのであり、収支を伴わないような事象は、原則として会計上認識の対象とはならないし、あるいは収支以外の基準で評価されることは原則としてない。また、価格変動に関しても、低価主義等の例外を除いて、原則として認識されることはない。

また、EC会社法指令は、計算構造的には資産負債アプローチを採っていると解される。そして、勘定式の貸借対照表は、株主が出資した資金が何にいくら使われているか、すなわち自己資本の調達源泉とその具体的な運用形態を表示するものであるのに対して、報告式の貸借対照表は、流動負債を超える流動資産の額と、流動負債を超える資産総額を途中で計算表示している点から、企業の支払能力を計算表示するのが目的であると解される。

これに対して、ASOBAT以来の情報提供職能を専らとするFASB概念フレームワークは、まず財務報告の目的を設定し、当該目的に有用な情報の質的特質を明らかにし、そこからあるべき具体的な会計処理の基準を導く努力がなされている。そして、財務諸表の構成要素の定義から明らかなように、典型的な資産負債アプローチが採られている。

情報提供職能は、必ずしも硬い測定を要求するものではなく、むしろ目的適格的であることを要求する。すなわち、意思決定目的に有用な情報を提供することが目的となる。そのために、会計数値の源泉を継続記録よりも、現在あるいは将来を志向した数値が記載されている財産目録に求めることになる。情報提供職能を専らとするFASB概念フレームワークは、EC会社法指令と同じように資産負債アプローチを探りながらも、資産負債の特徴から収支の枠をはずし、さらに価格変動をできるだけ認識しようとする点で、EC会社法指令とは決定的な違いを有する。そして、それは、未履行契約、特に確定契約の認識の問題と、価格変動の認識の問題として顕在化することになる。

しかし、情報提供職能を専らとするFASB概念フレームワークも、利害調整職能を完全に無視しているわけではない。否、無視することはできなかったという方が正確であろう。そのために、概念フレームワークにおいても、資産負債の評価と分配可能利益の計算を分離することで、両職能の間の対立をできるだけ緩和する工夫が図られている。すなわち、包括利益概念の導入がそれである。その際に、当期純利益に含めるか、その他の包括利益に含めるかの基準は、実現可能性とボラティリティの2つであるが、さらに経営者の保有意図を重視していると解される。このことは、SFAS115号からも裏付けられる。

利害調整職能を重視した伝統的な会計では、経営者の保有意図を考慮した会計処理が行われてきた。情報提供職能を専らとする会計も、これを無視することはできず、資産負債の評価と利益計算を分離することで、妥協を図っていると解することができる。その他の包括利益利の概念は、そのためのいわば緩衝地帯である。もちろん、その場合、その他の包括利益が、一種のゴミ箱化することは否めない。利害調整職能との対立をできるだけ緩和した上で、会計が情報化するためには、それもやむを得ないのかもしれない。

しかし、情報提供職能を専らとするFASB、IASCは、経営者の保有意図をできるだけ排除することを目指している。すなわち、すべての金融資産と金融負債を公正価値で評価し、評価差額をすべて当期の損益として認識することを目指す。しかし、そうなれば、分配可能利益の計算を軸とした伝統的な利害調整職能との間の溝は、もはや埋めることのできないものとなろう。その場合、分配可能利益の計算を軸とはしない、あらたな利害調整の方法を考える必要があるのである。

第9章では、情報提供の観点から伝統的な会計に対して数多くの批判がなされているが、それらの批判を解決するためにはどのような可能性があるのか、そしてそのような可能性を取り入れた場合、伝統的な会計がどのように変容するのか、あるいは伝統的な会計とどの程度整合的に説明可能であるのかを分析検討する。したがって、本章は、会計の本質に関するまとめである。

情報提供の観点から投げかけられた批判に対処する方法は2つある。1つの可能性は、取引の認識時点すなわちタイミングを早める方向での取引概念の拡張である。すでに現代的な会計は、未履行契約を積極的

に認識する方向にある。すなわち、SFAS52号では、先物為替予約の貸借対照表能力が認められ、SFAS 133号ではヘッジされた確定契約の貸借対照表能力が認められることになった。また、将来的には、ヘッジ対象ではない確定契約の貸借対照表能力も認められそうである。

この方向でタイミングを早めていけば、最終的に行き着く先は契約会計である。契約会計は、法律上の債権債務の発生消滅を、会計上も認識基準とするものである。したがって、契約を締結した段階で、法律上の権利と義務が両建てで認識され、かつ貸借対照表にも計上されることになる。しかし、契約会計のもとで作成される貸借対照表は財産目録化する。すなわち、そのような貸借対照表は、もはや全体として意味のある状態を計算表示しているということではできず、法律上の権利義務ないしプラスの財産とマイナスの財産を個別的、一覽的に示すにすぎない。したがって、この方向で取引概念を拡張していくならば、伝統的な会計における貸借対照表が示すといわれている財政状態の意味も変わらざるを得ないことになる。

もう1つの可能性は、決算修正の段階での取引概念の拡張である。これは、2つの点で伝統的な会計の本質に影響を与えることになる。1つは、記録と事実の照合の変質である。すなわち、伝統的な会計では、記録と事実の照合は、基本的には物的数量的なレベルでの照合であるが、価格変動を認識することになれば、価値金額的なレベルでの照合に変質する。そして、期末に事実を確認することで、財産の数量と価格の両者を把握することになれば、財務諸表の作成という観点からみれば、会計数値としての記録の重要性は相対的に低下することになるし、それは複式簿記と貸借対照表との関係の希薄化に繋がる恐れがあるのである。

もう1つは、負債の時価評価である。自己資本概念のもとでは、負債はそもそもマイナスの財産すなわち運用形態であり、例えば為替変動にあるいは市場利子率の変動にエクスポージャーするという意味で運用していると考えることができる。これに対して、総資本概念のもとでは負債は原因の記録すなわち調達源泉であり、このような見方を変えずに負債の時価評価を説明しようとするならば、資本調達活動の巧拙を認識すると考えざるを得ない。すなわち、資本の実際の調達額と、決算時点での調達可能額との差額として、損益を認識することになる。

したがって、負債の時価評価した場合、貸借対照表が示す財政状態の具体的な内容は、自己資本概念のもとでは、負債自体の変動を認識する点を除いて、伝統的な会計のそれと変わることはない。また、総資本概念のもとでは、負債は決算時点での調達可能額を示す点では変容するが、一応、そのような貸借対照表でも資本の調達源泉と運用形態を表していると解釈することは可能である。すなわち、負債の時価評価は、伝統的な会計における貸借対照表が示すといわれている財政状態とある程度整合的に説明が可能である。